

## 公立大学法人奈良県立大学コンプライアンス推進規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立大学組織規程第9条に規定するコンプライアンスの推進について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、法令、公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の規程、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 「役職員・学生」とは、次に掲げる者をいう。
  - ア 法人の役員
  - イ 法人に常時勤務する教職員
  - ウ 非常勤教員
  - エ 学術研究員
  - オ 奈良県立大学の学生
  - カ 附属高等学校の生徒

### (役職員・学生等の責務)

第3条 役職員・学生等は、常にコンプライアンスを踏まえ、行動しなければならない。

### (コンプライアンス推進委員会)

第4条 法人におけるコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針の策定に関する事項
- (2) コンプライアンス遵守の実施状況に関する事項
- (3) コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事項
- (4) コンプライアンスの取り組みに係る理事長への助言、提言に関する事項
- (5) その他コンプライアンスの推進に係る重要事項

### (委員)

第6条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副理事長

- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 学部長
- (5) 学生部長
- (6) 学術情報部長
- (7) 地域創造研究センター長

2 附属高等学校にかかる案件については、前項の委員に附属高等学校長を加える。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、副理事長を持って充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(通報制度)

第8条 法人における通報対象行為の早期発見と是正を図るとともに、通報を行った役職員・学生等及び学外者を保護し、コンプライアンスを推進することを目的として、通報制度を設ける。

2 通報制度については、公立大学法人奈良県立大学公益通報及び外部通報に関する規程の定めるところによる。

(事務)

第9条 この規程を実施するための事務は、事務局総務課において行う。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。